静労基発0304第３号
令和８年３月４日

関係団体の長　殿

静岡労働局労働基準部長
（公印省略）

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

平素より、労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の２第２項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が、令和８年２月10日に公表され、「「高年齢者の労働災害防止のための指針」について」（令和８年２月10日付け基発0210第１号。）により指針の留意事項が示されているところであります。このたび、その補足事項につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から別添のとおり通知がありました。なお、別添内の別添１（指針）につきましては、別途当局局長名でお送りしています 「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について に添付させていただいております。

つきましては、貴機関におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、会員事業者等へご周知いただきますよう、お願い申し上げます。